

県本部各課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本務第478号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察犯罪被害者支援室の運営に関しては、「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達）」（平成18年8月10日付け宮本務第1528号）により運用してきたところであるが、この度、文言の整理等、所要の整備を行い、別添のとおり宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部を改正し、令和7年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により、警務部警務課に附置されている宮城県警察犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

犯罪被害者支援室の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者支援の企画及び調整に関すること。
- (2) 被害者等への直接支援に関すること。
- (3) 被害者支援の指導及び教養に関すること。
- (4) 被害者支援に係る関係機関、団体等との連携及び調整に関すること。
- (5) 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度に関すること。
- (6) 犯罪被害者等基本計画に関すること。
- (7) 犯罪被害救援基金に関すること。
- (8) その他警務部長が特に命ずること。

3 犯罪被害者支援室長の任務

犯罪被害者支援室長は、室員を指揮監督するとともに、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の命を受け、被害者支援に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

4 支援の要請等

犯罪被害者支援室員の支援の要請については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長並びに警察署長をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等に対する支援の必要があると認めるときは、犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。心理カウンセラーを含む。）の支援を要請をすることができる。

なお、派遣の対象事件については、宮城県警察指定被害者支援要員制度実施要領3に規定する事件とする。

- (2) 前記(1)の規定による室員の支援の要請は、宮城県犯罪被害者支援室員派遣要請書（別記様式）により、警務課長を経由して警務部長に対し行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により行うことができる。
- (3) 前記(2)の規定により支援の要請を受理した警務部長は、支援の必要性があると認めるときは、所属長と支援内容を協議の上、室員を派遣するものとする。

5 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者支援室の運営に関して必要な事項は、警務課長が警務部長の承認を得て定めるものとする。

別記様式

年 月 日

警 務 部 長 殿

署（隊）長

宮城県警察犯罪被害者支援室員派遣要請書

事 案 名	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
被 害 者 等	被害者との関係【本人、遺族、その他（ ）】 住所 職業 氏名 年 月 日生（ 歳） ほか 名
被 疑 者	本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生（ 歳） ほか 名
事 案 の 概 要	
要 請 理 由	
要 請 人 員	名 （心理カウンセラー 要・不要）
備 考	

※ この派遣要請書の作成により別に定める心理カウンセラー派遣要請書を省略することができる。

新通達	旧通達
宮本務第478号 令和7年3月24日 宮城県警察本部長 宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達） 宮城県警察犯罪被害者支援室の運営に関しては、「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達）」（平成18年8月10日付け宮本務第1528号）により運用してきたところであるが、この度、文言の整理等、所要の整備を行い、別添のとおり__宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱__の一部を改正し、令和7年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。 なお、これに伴い、前記通達は、廃止する。 別添 宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱 1 趣旨 この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定_____により、警務部警務課に附置されている宮城県警察犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 2 任務 犯罪被害者支援室の任務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 被害者支援の企画及び調整に関すること。 (2) 被害者等への直接支援に関すること。 (3) 被害者支援の指導及び教養に関すること。 (4) 被害者支援に係る関係機関、団体等との連携及び調整に関すること。 (5) 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度に関すること。 (6) 犯罪被害者等基本計画に関すること。 (7) 犯罪被害救援基金に関すること。 (8) その他警務部長が特に命ずること。 3 犯罪被害者支援室長の任務 犯罪被害者支援室長は、室員を指揮監督するとともに、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の命を受け、被害者支援に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。 4 支援の要請等 犯罪被害者支援室員の支援の要請については、次に掲げるとおりとする。 (1) 所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長並びに警察署長をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等に対する支援の必要があると認めるときは、犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。心理カウンセラーを含む。）の支援を要請することができる。 なお、派遣の対象事件については、__宮城県警察指定被害者支援要員制度実施要領_____	宮本務第1528号 平成18年8月10日 宮城県警察本部長 宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達） 宮城県犯罪被害者支援室の運営に関しては、「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の制定について（通達）」（平成17年12月26日付け宮本務第1149号）により運用してきたところであるが、この度、派遣要請の様式を整備したことに伴い、別添のとおり「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱」を一部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。 なお、前記通達は、廃止する。 記 1 改正の趣旨 宮城県警察犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。）の派遣要請については、別記様式により行うこととした。 2 運用上の留意事項 宮城県警察心理カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）に対する派遣要請については、これまでどおり「宮城県警察心理カウンセラー運用要綱の制定について（通達）」（平成15年6月27日付け宮本務第516号）に定める心理カウンセラー派遣要請書（以下「カウンセラー派遣要請書」という。）によるものとするが、カウンセラー以外の室員と併せて派遣を要請する場合は、本通達別記様式を用いることにより、カウンセラー派遣要請書の作成を省略することができるものとする。 別添 宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱 (目的) 第1 この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）及び宮城県警察組織規程（昭和38年宮城県警察本部訓令第2号）により、警務部警務課に附置されている宮城県警察犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (任務) 第2 犯罪被害者支援室の任務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 被害者対策の企画、調整に関すること。 (2) 被害者等への直接支援に関すること。 (3) 被害者対策の指導、教養に関すること。 (4) 被害者支援に係る関係機関、団体等との連携、調整に関すること。 (5) 犯罪被害者等給付金に関すること。 (6) 犯罪被害者等基本計画に関すること。 (7) 犯罪被害救援基金に関すること。 (8) その他警務部長が特に命ずること。 (犯罪被害者支援室長の任務) 第3 犯罪被害者支援室長は、室員を指揮監督するとともに、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の命を受け、犯罪被害者対策に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。 (支援の要請等) 第4 犯罪被害者支援室員の支援要請については、次に掲げるとおりとする。 (1) 所属長（警察本部の部に置かれた課等の長及び警察署長をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等に対する支援の必要があると認めるときは、犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。心理カウンセラーを含む。）の支援要請をすることができる。 なお、派遣の対象事件については、「宮城県警察指定被害者支援要員制度実施要領の一部改正について（通達）」（平成15年12月25日付け宮本務第93

3に規定する事件とする。

(2) 前記(1)の規定による室員の支援の要請は、宮城県犯罪被害者支援室員派遣要請書（別記様式）により、警務課長を経由して警務部長に對し行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により行うことができる。

(3) 前記(2)の規定による支援の要請を受理した警務部長は、支援の必要性があると認めるときは、所属長と支援内容を協議の上、室員を派遣するものとする。

5 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者支援室の運営に関して必要な事項は、警務課長が警務部長の承認を得て定めるものとする。

(別記様式)

別記様式		年 月 日
警 務 部 長 殿		署 (課) 長
宮城県警察犯罪被害者支援室員派遣要請書		
事 案 名		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
被 害 者 等	被害者との関係【本人、遺族、その他（ ）】 住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳) ほか 名	
被 疑 者	本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳) ほか 名	
事 案 の 概 要		
要 請 理 由		
要 請 人 員	名 (心理カウンセラー 要・不要)	
備 考		
※ この派遣要請書の作成により別に定める心理カウンセラー派遣要請書を省略することができる。		

4号)の第3「支援要員が対応すべき被害者等」に定める事案とする。

(2) 室員の支援要請は、宮城県犯罪被害者支援室員派遣要請書（別記様式）により、警務課長を経由して警務部長に對し行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により行うことができる。

(3) 支援要請を受理した警務課長は、支援の必要性があると認めるときは、所属長と支援内容を協議の上、室員を派遣するものとする。

(細目的事項)

第5 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者支援室の運営に関して必要な事項は、警務課長が警務部長の承認を得て定めるものとする。

(別記様式)

別記様式		年 月 日
警 務 部 長 殿		署 (課) 長
宮城県警察犯罪被害者支援室員派遣要請書		
事 案 名		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
被 害 者 等	被害者との関係【本人、遺族、その他（ ）】 住所 職業 氏名 明、大、昭、平 年 月 日生 (歳) ほか 名	
被 疑 者	本籍 住所 職業 氏名 明、大、昭、平 年 月 日生 (歳) ほか 名	
事 案 の 概 要		
要 請 理 由		
要 請 人 員	名 (心理カウンセラー 要・不要)	
備 考		
※ 本派遣要請書の作成により「心理カウンセラー派遣要請書」を省略することができる。		